

住まいに関する支援制度一覧

市町村名： 藤岡市

※チラシ等送付頂ける場合は、郵送にてお願いいたします。

	区分	事業名称	融資・助成の対象となる(工事)内容	対象(者)要件	限度額	融資利率 (利子補給の場合は 利子補給率)	融資期間	申請/募集時期	募集枠	担当課	電話番号 (申込・問合せ先)	HP掲載(リンク先)	その他
住宅家賃	助成	生活困窮者自立支援法 住居確保給付金	離職などにより住居を失った、もしくは失うおそれの高い者に就職に向けた活動することなどを条件に、一定期間家賃相当額を支給する。	・離職等により経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれのある者 ・離職して2年以内、又は個人の都合によらないで収入が減少し就労の状況が離職と同程度の状況にある者 ・収入及び資産が、収入要件、資産要件の範囲内であること	30,700円 (単身世帯) 39,900円 (複数世帯)		原則3ヶ月	随時		福祉課	(直通)0274-40-2297 市社協(福祉課内) 25-8456	https://www.city.fujioka.gunma.jp/kakuka/f_huku_shi/seikatukonkyuusya.html	
リフォーム資金	助成	重度身体障害者(児) 住宅改造費補助	該当者のために行う浴槽、便器、玄関、台所及びその他の市長が特に必要と認めた改造工事で、当該年度内の事業を開始し、完了する事業に対して補助をする。ただし、介護保険の居宅介護(支援)住宅改修費または重度身体障害者等に対する日常生活用具給付事業の住宅改修費を受けた後、なおそれらの給付額を超える改造経費がかかる場合についてはその超過額を補助対象とすることができる。	1.市内に居住する者 2.身体障害者手帳の交付 3.下肢障害1・2級、体幹障害1・2級、下肢及び体幹の重複障害1・2級、上肢障害1・2級(ただし、それぞれ上肢4級以上)	補助対象となる改造経費と補助基本額600,000円とを比較して少ない方の額に6分の5を乗じて得た額以内とし、1,000円未満は切り捨てるものとする。		原則として1世帯1回限り	随時		福祉課	(直通)0274-40-2384	https://www.city.fujioka.gunma.jp/kakuka/f_huku_shi/house.html	
リフォーム資金	助成	重度障害児者日常生活用具給付事業 住宅改造費給付事業	住宅改修費の対象となる範囲は、手すりの取付け、床段差の解消、滑り防止及び移動の円滑化等のための床材の変更、引き戸等への扉の取替え、洋式便器等への便器の取替え、その他前各号の住宅改修に附帯して必要となる住宅改修	下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動障害(移動障害に限る。)を有する身体障害者及び学齢児以上の身体障害児であって、障害等級3級以上。ただし、特殊便器への取替えについては上肢2級以上の身体障害児者であって、排便後の処理が困難な者(障害児は原則として学齢児以上。)給付対象者が現に居住する住宅について行われるもの(借家の場合は家主の承諾を必要とする。)であり、かつ、身体状況、住宅の状況等を勘案して福祉事務所長が必要と認める場合に給付する。	200,000円		原則1回	随時		福祉課	(直通)0274-40-2384	https://www.city.fujioka.gunma.jp/kakuka/f_huku_shi/kiki2.html	
合併処理浄化槽設置費	助成	藤岡市浄化槽設置整備事業補助金	専用住宅で、単独処理浄化槽もしくは汲み取り槽を撤去(または単独処理浄化槽を雨水貯留槽等に再利用)し、処理対象人員10人以下の合併処理浄化槽を設置する工事	・市が定める地域内であること ・補助事業期間内に浄化槽が設置できること ・住宅を継続的に使用すること ・市税を滞納していないこと ほか	単独処理浄化槽からの転換 5人槽:644,000円 7人槽:686,000円 10人槽:776,000円 汲み取り槽からの転換 5人槽:384,000円 7人槽:426,000円 10人槽:516,000円	—	—	令和3年度 4月1日より受付	予算の範囲内	下水道課	0274-22-1211 (内線2334) 0274-40-2327 (内線2334)	https://www.city.fujioka.gunma.jp/kakuka/f_gesui/iokaso1.html	
合併処理浄化槽設置費	助成	藤岡市浄化槽工コ補助金	藤岡市浄化槽設置整備事業補助金を使って整備する浄化槽のうち、汲み取り槽を撤去し合併処理浄化槽を設置する工事	・既設の汲み取り槽を確認できること ・既設の汲み取り槽を撤去処分すること ほか	人槽にかかわらず 100,000円	—	—	令和3年度 4月1日より受付	予算の範囲内	下水道課	0274-22-1211 (内線2334) 0274-40-2327 (内線2334)	https://www.city.fujioka.gunma.jp/kakuka/f_gesui/iokaso1.html	
太陽光発電設備設置費	助成	藤岡市再生可能エネルギー設備等設置費 補助金	①住宅用太陽光発電システムの設置工事 ②家庭用リチウムイオン蓄電池の設置工事 ※①は②と同設置に限る	・市内の自ら居住する住宅に対象システムを設置する方、または未使用の対象システム付き住宅を購入する方。 ・市税を滞納していない方。ただし、転入予定者または転入後1年が経過していない場合は、転入前の市町村において滞納していない方。 ・建物等の所有が申請者以外の場合、承諾書が提出できる方	①太陽光発電システムの出力合計値(kW換算)に2万円を乗じた額(千円未満切捨て)で、上限8万円 ②蓄電池の合計容量(kWh換算)に2万円を乗じた金額(千円未満切捨て)で、上限10万円。ただし、単体設置の場合は、1万円を乗じた金額(千円未満切捨て)で、上限5万円。		令和3年4月1日～ 令和4年3月25日	予算の範囲内	環境課	0274-40-2264	https://www.city.fujioka.gunma.jp/kakuka/f_kankyo/reenergy_hojo2021.html	太陽光発電システム単体での設置は補助対象外	
住宅の新築に関する融資等(勤労者住宅資金等)	融資	藤岡市勤労者住宅建設資金	新築・増改築・建売・中古住宅の購入、土地の取得	市内に自ら居住するための住宅を新築・購入しようとする勤労者	7,500,000円以内	0.025	20年以内	4月～翌年2月	予算の範囲内	商工観光課	0274-22-1211 (内線2318) (直通)0274-40-2318	https://www.city.fujioka.gunma.jp/index.html	申込窓口:市内に本支店のある金融機関、中央労働金庫、農業協同組合
耐震診断費	助成	藤岡市木造住宅耐震診断技術者派遣事業	木造住宅の一般診断業務	・昭和56年5月31日以前に着工の一戸建て住宅または併用住宅(住宅部分の床面積が1/2以上) ・平屋または2階建て ・在来軸組工法で建築 ・住宅の所有者が居住している住宅 ほか	31,500円/戸			2ヶ月程度の期間で 年2回募集	5戸	建築課	(代)0274-22-1211 (内線2326) (直通)0274-40-2326	http://www.city.fujioka.gunma.jp/kakuka/f_kenchiku/taishin_shindan.html	
耐震診断費	助成	藤岡市木造住宅精密診断補助事業	木造住宅の精密診断業務	・昭和56年5月31日以前に着工の一戸建て住宅または併用住宅(住宅部分の床面積が1/2以上) ・平屋または2階建て ・在来軸組工法で建築 ・住宅の所有者が居住している住宅 ほか	50,000円	1/2		2ヶ月程度の期間	1戸	建築課	(代)0274-22-1211 (内線2326) (直通)0274-40-2326	http://www.city.fujioka.gunma.jp/kakuka/f_kenchiku/taishin_seimitsushindan.html	
耐震改修費	助成	藤岡市木造住宅耐震改修補助事業	木造住宅の耐震補強設計・耐震補強工事・工事監理	・昭和56年5月31日以前に着工の一戸建て住宅または併用住宅(住宅部分の床面積が1/2以上) ・平屋または2階建て ・在来軸組工法で建築 ・住宅の所有者が居住している住宅 ほか ・藤岡市木造住宅耐震診断技術者派遣事業で一般診断を実施、または藤岡市木造住宅精密診断補助事業で精密診断を実施した住宅 ほか	(耐震改修) 800,000円 (耐震シェルター設置) 300,000円	1/2		2ヶ月程度の期間	(耐震改修) 1戸 (耐震シェルター設置) 2戸	建築課	(代)0274-22-1211 (内線2326) (直通)0274-40-2326	http://www.city.fujioka.gunma.jp/kakuka/f_kenchiku/taishin_kaisyuu.html	